

平成 26 年 2 月 10 日
国住指第 3860 号

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

時刻歴応答計算検証建築物に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律の
運用について(技術的助言)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づき、時刻歴応答計算により検証し、その構造方法について国土交通大臣又は建設大臣の認定を受けて建築された建築物(以下「時刻歴応答計算検証建築物」という。)に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。)の運用に当たっては、下記に留意の上遺憾なきよう取り扱われたい。

貴職におかれては、貴管内所管行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

記

1. 時刻歴応答計算検証建築物の耐震性について

時刻歴応答計算検証建築物については、検証過程において大規模な地震動に対する耐震性の検証がなされている。

このため、大臣認定書の写しを提出すること等により当該建築物が大規模な地震動に対する耐震性を有することを確認した場合は、平成 26 年 2 月 10 日付け国住指第 3837 号による平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。)第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として国土交通大臣が認める耐震診断の方法のうち、「建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法」に該当するものとして取り扱ってよい。

2. 長周期地震動に係る超高層建築物等の取扱いについて

超高層建築物等(高さが 60 メートルを超える建築物(以下「超高層建築物」という。)及び免震構造建築物をいう。以下同じ。)については、東日本大震災で首都圏や近畿圏の

超高層建築物に被害が生じるなど、長周期地震動により超高層建築物等が大きな影響を受けることが指摘されている。

国土交通省では、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性を確保するため、平成 22 年 12 月 21 日付けで「超高層建築物等における長周期地震動への対策試案」を公表し、意見募集を行ったところである。現在、内閣府等において南海トラフ巨大地震等における長周期地震動の検討が行われており、それと並行して国土交通省において超高層建築物等について検証が必要な設計用長周期地震動の検討を行っているところであり、今後、これらの検討作業を踏まえて長周期地震動に係る建築基準法に基づく所要の基準改正等を行う予定である。

このため、建築物の利用者等に対して建築物の安全性に係る情報提供を的確に実施していく観点から、時刻歴応答計算検証建築物のうち超高層建築物等については次のように取り扱われたい。また、対象となる建築物の所有者に対して周知を図られたい。

(1) 超高層建築物の耐震診断の結果の公表の運用について

超高層建築物に係る法第 7 条及び法附則第 3 条第 1 項の規定に基づく耐震診断の結果の報告については、1. のとおり当該建築物について大臣認定書の写しを提出すること等により当該報告とすることが可能であるが、法第 9 条（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所管行政庁が耐震診断の結果の報告の内容を公表するに当たっては、長周期地震動に対する検証がなされていない旨を明記されたい。

ただし、別途、当該建築基準法に基づく所要の基準改正等により示された設計用長周期地震動に対する安全性を確認した旨の報告がなされた場合には、その旨を明記して公表されたい。

(2) 超高層建築物等に係る表示制度の運用について

超高層建築物等に係る法第 22 条第 2 項に規定する建築物の地震に対する安全性に係る認定については、当該建築基準法に基づく所要の基準改正等後に、同項に規定する地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準について、当該基準改正等により示された設計用長周期地震動に対して安全であることを確かめることとする改正を行う予定である。

当該改正後は、設計用長周期地震動に対して安全性が確認できない場合は、法第 22 条第 2 項の基準に適合しないこととなり、法第 23 条に基づく認定の取消しの対象となることを申請者に対して十分周知されるとともに、適切に運用されたい。